参考資料２

先行自治体のこどもの権利に関する条例の構成

自治体	富田林市【富田林市こどもの権利条例】	杉並区【杉並区子どもの権利に関する条例】	世田谷区【世田谷区子どもの権利条例】	武蔵野市【武蔵野市子どもの権利条例】
条例の構成	前文 第１章　総則 第１条　目的 第２条　定義 第３条　基本理念 第２章　こどもの権利 第４条　こどもの権利保障 第３章　こどもの権利を保障するための責務および役割 第５条　共通の責務 第６条　市の責務 第７条　保護者の役割 第８条　市民等の役割 第９条　育ち学ぶ施設等の役割 第４章　こどもの権利を保障するまちづくりの推進 第１０条　こどもの権利の周知および啓発 第１１条　こどもの権利侵害の防止および救済 第１２条　こどもの意見表明および参加 第１３条　こどもの相談 第１４条　こどもの権利を保障する施策の推進 第５章　こどもの権利擁護委員会の設置 第１５条　富田林市こどもの権利擁護委員会の設置 第１６条　相談・調査専門員 第６章　条例の推進 第１７条　計画 第１８条　評価および検証	前文 第１章　総則 第１条　目的 第２条　定義 第３条　基本理念 第２章　子どもの権利の保障等 第４条　子どもの権利の保障 第５条　暴力等の禁止等 第３章　区の責務及び保護者、子ども関係施設等、区民等の役割 第６条　区の責務 第７条　保護者の役割 第８条　子ども関係施設等の役割 第９条　区民の役割 第１０条　事業者の役割 第４章　子どもの権利の保障に関する施策等 第１１条　子どもの権利の保障に関する施策についての計画及び検証 第１２条　相談体制の整備 第１３条　暴力等の防止等のための措置 第１４条　子どもの居場所の確保 第１５条　子どもの意見表明等 第１６条　子どもの権利に関する啓発活動及び支援 第１７条　子ども等に対する支援等 第１８条　関係者相互の連携の確保 第５章　杉並区子どもの権利救済委員 第１９条　設置 第２０条　解属 第２１条　責務	前文 第１章　総則 第１条　条例制定の趣旨 第２条　言葉の意味 第３条　条例の目標 第２章　子どもの権利 第４条　基本となる権利 第５条　自分らしくいられる権利 第６条　豊かに過ごす権利 第７条　社会から守られ、支援を受ける権利 第８条　自分で自分のことを決める権利 第９条　意見を表明し、参加・参画する権利 第３章　子ども・子育てを支え合う地域づくり 第１０条　保護者の役割など 第１１条　学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者の役割 第１２条　区民・団体・事業者の役割 第１３条　区の責務 第１４条　地域の中で支える子どもにやさしいまちづくり 第４章　基本となる政策 第１５条　子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重 第１６条　子どもの居場所づくり 第１７条　虐待の予防など 第１８条　いじめや差別の予防など	前文 第１章　総則 第１条　目的 第２条　言葉の意味 第２章　保障すべき子どもの権利 第３条　子どもにとって大切な子どもの権利 第４条　子どもの権利の普及啓発 第５条　子どもの権利を学ぶ機会の保障 第３章　子どもの権利を保障するための役割 第６条　市の役割 第７条　市民の役割 第８条　保護者の役割 第９条　育ち学ぶ施設の役割 第４章　子どもを支える人々への支援 第１０条　保護者と家庭への支援など 第１１条　育ち学ぶ施設への支援 第１２条　市民活動への支援 第５章　子どもにやさしいまちづくりの推進 第１３条　自分らしく居られる場所 第１４条　年齢、発達などに応じた居場所 第１５条　多様な学び 第１６条　子どもからの相談 第１７条　子どもの意見表明 第１８条　子どもの参加 第１９条　子ども一人ひとりに合わせた支援 第２０条　子どもからおとなへの移行支援 第６章　子どもの安全と安心の確保 第２１条　子どもの安全

※枠内の条文が、こどもの権利を保障するための施策

自治体	富田林市【富田林市こどもの権利条例】	杉並区【杉並区子どもの権利に関する条例】	世田谷区【世田谷区子どもの権利条例】	武蔵野市【武蔵野市子どもの権利条例】
条例の構成	第１９条　関係機関との連携ならびに施策および計画との整合 第7章　雑則 第２０条　委任 附則	第２２条　相談及び救済の申し立て 第２３条　調査及び調整 第２４条　要請 第２５条　活動状況の報告及び公表 第6章　委任 第２６条　委任 附則	第１９条　貧困などの対策 第２０条　健康と環境づくり 第２１条　子どもの権利学習の支援 第２２条　子育て支援ネットワークの形成 第２３条　人材育成 第２４条　普及啓発 第５章　子どもの権利擁護 第２５条　世田谷区子どもの権利擁護委員の設置 第２６条　擁護委員の仕事 第２７条　擁護委員の務めなど 第２８条　擁護委員への協力など 第２９条　相談と申立て 第３０条　調査と調整 第３１条　要請と意見など 第３２条　見守りなどの支援 第３３条　活動の報告と公表 第３４条　擁護委員の庶務 第３５条　相談・調査専門員 第6章　推進計画・推進体制・評価検証など 第３６条　推進計画 第３７条　推進体制 第３８条　国、東京都などとの協力 第３９条　評価検証など 第7章　雑則 第４０条　委任	第２２条　暴力、虐待および体罰の防止 第２３条　いじめの防止 第２４条　武蔵野市いじめ防止基本方針 武蔵野市いじめ防止関係者連絡会 第２５条　武蔵野市いじめ問題対策委員会 第２６条　武蔵野市いじめ問題調査委員会 第7章　子どもの権利擁護の仕組み 第２７条　武蔵野市子どもの権利擁護委員 第２８条　相談・調査専門員 第２９条　権利擁護に関する必要な事項 第8章　条例の推進体制 第３０条　推進計画 第３１条　評価と検証 付則

※枠内の条文が、こどもの権利を保障するための施策